

令和8年度甲斐市農繁期労働賃金標準額

(単位：円)

種 別	単 位	標 準 額	摘 要
田植（機械）	10a	10,500	
一般耕耘	10a	9,500	秋耕起しない場合は2,000円増
代掻き	10a	9,500	
機械刈取 (バインダー)	10a	11,000	ひも付き
機械脱穀 (ハーベスター)	10a	10,500	
機械刈取脱穀 (コンバイン)	10a	19,500	乾燥を除く
乾燥	kg	梨北農協カントリーエレベーター単価に準ずる	※左記に準ずる場合、調整（粃摺り）料を含む
粃摺り	30kg	324	
田植育苗 (成苗・緑化苗)	1箱	各地区農協へお問い合わせください	
果樹作業	剪定	1日	14,000
	その他	1日	9,000
一般作業	1日	9,000	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・標準額については、消費税込とする。 ・労働時間は1日8時間を基準とする。 ・同一作業の場合、男女同一賃金とする。 ・機械作業は、燃料代を含むものとする。 ・本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。 <p>上記作業項目にない作業についても協議の上で決定して下さい。</p>		